

別紙

諮問第714号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私（〇〇）に係る平成〇年〇月〇日から〇日にかけての通報、緊急措置入院及び措置入院の診断・決定・移送・解除に関する書面」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成30年11月13日付けで行った本件一部開示決定の一部について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

(1) 実施機関は、本件審査請求の対象である、別表に掲げる本件対象保有個人情報1から10までにおける本件非開示情報1から7までについて概ね以下のとおり説明し、本件一部開示決定は妥当であると主張する。

(2) 措置入院について

措置入院に関する診察は、医師が患者の求めに応じて行う診察と異なり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）27条に基づく知事の求めに応じた精神保健指定医（以下「指定医」という。）による診察であり、一般的に、診断内容を本人に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる知事に報告することをもって足りると解釈されている。

また、措置入院は、患者本人以外の者からの申請・通報を契機として手続が進められ、精神障害により自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認めるときは、本人の意に反しても精神科病院に強制的に入院させることができる行政処分であり、本人の認

識と指定医による診断の結果に相違が生じる可能性がある。

(3) 本件非開示情報1について

開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、条例16条2号に該当する。

また、措置入院に至る事実及び経過に対する本人の認識の相違から指定医の業務に対する不信感や誤解が生じる場合があり、指定医の氏名を開示することにより、その業務に支障を及ぼす行為が行われる事態が想定され、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例16条6号に該当する。

(4) 本件非開示情報2、3、5～7について

これらの情報は、措置入院の可否を判断する上で、非常に重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められる。開示を前提とすると、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例16条6号に該当する。

(5) 本件非開示情報4について

開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、条例16条2号に該当する。

また、開示することにより、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例16条4号に該当する。

#### 4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年3月28日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年10月21日に実施機関から理由説明書を、令和2年2月25日に審査請求人から意見書を収受し、同年10月22日（第209回第一部会）から同年12月17日（第211回第一部会）まで、3回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 措置入院について

措置入院について、法27条1項は、都道府県知事は、法22条から26条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、指定医をして診察をさせなければならない旨を定めるとともに、法29条1項は、都道府県知事は、法27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨を定めている。

### イ 審査会の審議事項について

本件審査請求は、本件一部開示決定において特定された対象保有個人情報のうち、本件対象保有個人情報1から10までをその対象とし、これらにおいて非開示とされた本件非開示情報1から7までの開示を求めるものである。

したがって、審査会は、本件非開示情報1から7までの非開示妥当性を判断する。

### ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、指定医の氏名である。

措置入院は、本人以外の者からの申請・通報を契機として手続が進められ、精神障害により自傷又は他害行為に及ぶおそれが認められたときに、本人の意に反しても行うことのできる精神科病院への強制的な入院措置であり、その性質上、措置入院に至る事実及び経過に関する本人の認識と指定医による診断の結果との相違が生じる可能性がある。

このことを踏まえると、上記のような本人の認識と指定医の診断との相違から指定医に対する不信感や誤解が生じることが想定され、本件非開示情報1を開示

することにより、診断内容に関して、真偽や詳細等を確認するため、指定医の業務に支障を及ぼす行為が行われるなど、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

エ 本件非開示情報2、3、5～7の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2、3、5～7は、以下のような内容であることが確認された。

本件非開示情報2は、指定医が判断した病名に係る記載である。

本件非開示情報3のうち、「生活歴及び現病歴」欄には、診察時に本人及び診察に立ち会った者から聴取したこれまでの生活歴及び病歴の内容等を基に、措置入院が必要であるか否かを医学的に判断するために、指定医が必要であると判断した情報が記載されている。「重大な問題行動」欄及び「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が自傷又は他害行為のおそれの有無の認定を行うに当たり、当該欄に列挙された症状又は状態像に該当する状態であるか、今後重大な問題行動のおそれがあるかなどを確認した事項が選択及び記載されている。「診察時の特記事項」欄には、本人の受診態度や様子、指定医の印象等を基に、現在の病状を放置することにより想定される問題行動があるか否か、入院措置が必要か否かを判断した経緯等が記載されている。

本件非開示情報5は、通報を受けた職員が警察から聴取した精神障害者の現在の状況や実際に対象の精神障害者が行った事実行為、聴取した内容から今後発生することが予測される問題行動に係る記載である。

本件非開示情報6は、入院措置を要すると決定された被診察者を入院先病院に移送するに際しての、症状や問題行動等に関する指定医の所見、移送中の行動制限内容に関する指定医の判断、移送中の状況等に係る記載である。

本件非開示情報7は、指定医による診察の結果、措置入院者の措置症状が消退したと判断するに至るまでの、措置入院者の入院以降の病状又は状態像の経過、措置入院者に関する意見等に係る記載である。

上記ウに述べたとおり、措置入院は、本人の意に反しても行うことのできる強

制的な入院措置であるため、その決定に当たっては、極めて厳格かつ適正な手続を経ることが必要とされ、診断書等の関係書類において、正確かつ詳細な記載が求められるものであると考えられる。そして、事柄の性質上、これらの記載内容は、本人の認識と異なったり、意に沿わない情報であることが想定される。

これを踏まえると、本件非開示情報 2、3、5～7 は、指定医や職員が、本人に開示されないことを前提に記載を行ったものであると考えられ、これらの情報を開示することにより、指定医及び職員が、今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、診断書等の記載内容が形骸化し、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2、3、5～7 は条例16条 6号に該当し、非開示が妥当である。

#### オ 本件非開示情報 4 の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 は、警察職員の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条 2号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査会が事務局をして調査させたところ、警視庁では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことが確認された。

本件非開示情報 4 は、管理職でない警察職員の氏名であり、上記取扱いを踏まえると、本件非開示情報 4 は同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 4 は条例16条 2号に該当し、同条 4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらは審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表

本件対象保有個人情報		本件非開示情報	
1	平成○年○月○日付入院措置 要否決定書（１）	精神保健指定医氏名（第一及び第二）	1
		病名（第一及び第二）	2
2	平成○年○月○日付措置入院 に関する診断書（第一指定 医）	病名	2
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活歴及び現病歴</li> <li>・重大な問題行動</li> </ul>	3
3	平成○年○月○日付措置入院 に関する診断書（第二指定 医）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の精神症状、その他の重要な症 状、問題行動等、現在の状態像</li> <li>・診察時の特記事項</li> </ul>	
		精神保健指定医氏名	1
4	平成○年○月○日付入院措置 （緊急）要否決定書（２）	精神保健指定医氏名	1
		病名	2
5	平成○年○月○日付措置入院 に関する診断書	病名	2
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活歴及び現病歴</li> <li>・重大な問題行動</li> <li>・現在の精神症状、その他の重要な症 状、問題行動等、現在の状態像</li> <li>・診察時の特記事項</li> </ul>	3
		精神保健指定医氏名	1
6	平成○年○月○日付診察要否 決定書（３）	精神保健指定医氏名	1
7	平成○年○月○日付精神科救 急受理票	警察職員の氏名	4
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・病状の概要</li> <li>・精神障害又はその疑いに基づく事実行 為</li> <li>・予測</li> </ul>	5
		病名	2
		精神保健指定医氏名	1

本件対象保有個人情報		本件非開示情報	
8	措置入院者の移送に伴う行動制限指示票及び移送記録票	・ 病名 ・ 合併症	2
		・ 症状及び移送上の注意事項 ・ 主な問題行動 ・ 行動制限指示 ・ 移送に際して使用した薬物及び実施時間 ・ 移送中の状況及びその他特記事項	6
		精神保健指定医氏名	1
9	平成○年○月○日付措置入院者の症状消退届 都道府県提出用	病名	2
		・ 入院以降の病状又は状態像の経過 ・ 訪問指導等に関する意見 ・ 障害福祉サービス等の活用に関する意見	7
		精神保健指定医氏名	1
10	平成○年○月○日付即日措置解除申請の理由書	・ 診断 ・ 理由	7
		病名	2
		精神保健指定医氏名	1